

令和 4 年度第 2 回関東支社入札監視委員会審議概要

開催日及び場所	令和 5 年 3 月 2 9 日（水） 東日本高速道路(株) 関東支社会議室	
開催方式	Web 会議	
委員	石田哲也（東京大学大学院教授） 長内温子（公認会計士） 田村雅紀（工学院大学教授） 手塚広一郎（日本大学教授） 栃木敏明（弁護士） 難波譲治（中央大学教授）	
審議対象期間	令和 4 年 4 月 1 日 ～ 令和 4 年 9 月 3 0 日	
抽出案件	総件数 6 件	(備考)
一般競争	1 件	
条件付一般競争	1 件	
拡大型指名競争	1 件	
随意契約	1 件	
調査等	1 件	
物品・役務	1 件	
	意見・質問	
委員からの意見・質問、 それに対する回答等	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見の 具申又は勧告の内容	なし	

意見・質問	回答
I. 入札・契約手続きの運用状況等の報告	
<p>「工事等契約状況」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意見等なし <p>「競争参加資格停止等の運用状況」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意見等なし <p>「競争参加資格取消・保留の運用状況」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意見等なし <p>「一次苦情・一次説明の処理状況」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意見等なし 	
II. 入札審査等の結果報告及び審議	
<ul style="list-style-type: none"> ・意見等なし 	
III. 抽出事案の審議	
(1) 一般競争入札方式	
【首都圏中央連絡自動車道 新利根川橋（鋼上部工）西工事】	
<p>① 桁の送り出しや合成床版を架設する際の安全に関する技術提案は、現地条件として高圧線への配慮が必要であるものの安全確保の基本的なところを評価するので、点数差がつきにくいのではないかと。そもそも前提条件になるのではないかと。</p> <p>② 今回の一般競争入札の定数55点は、この工事の特徴等も配慮された点数なのか。</p>	<p>① 各社の安全管理上、例えばクレーン架設工法で自動停止装置の設置や機能の有無など検討評価の差異が実際の事故につながる可能性があるとの考えで評価している。</p> <p>② この工事の技術的難易度は比較的高いため技術提案評価型としている。その場合、定数が55点となり、技術点が高くなる。</p>

意見・質問	回 答
<p>(2) 条件付一般競争入札方式 【常磐自動車道 水戸舗装補修工事】</p>	
<p>① 担い手確保として、女性技術者の配置に評価点があるが、過度の負担等は生じないのか。</p> <p>② 審査基準日において、平成19年度以降に元請として完成及び引渡とあるが、高速道路工事の元請実績がないと、新規参入が出来ないように阻んでいるよう読めるが。</p> <p>③今回、複数の路線と長い工期で発注をしているが、個別の補修工事にして細かく分割発注した方が、小さい企業が受注する可能性もあるのではないかと。</p>	<p>① 工期内全て配置しなければならないわけではなく、一定期間に配置が確認できれば良い。</p> <p>② 高速道路だけではなく自動車専用道路における経験でも満足できるので、当社以外でも国道・県道にて、実績を作って参入することは、十分にあり得る。</p> <p>③ 工事規模については、スケールメリットやサービスレベルを確保しつつ路線全体の交通規制を円滑に実施する観点から、1管理事務所に対し、1舗装工事で施工することを標準にしている。</p>
<p>(3) 拡大型指名競争入札方式 【首都圏中央連絡自動車道 圏央鶴ヶ島IC照明設備工事】</p>	
<p>① 129者に通知を行い2者の応札になった理由は。</p> <p>② 交通規制に関して高速道路での施工実績を必要としているが、一般道での実績では駄目なのか。</p>	<p>① 新設ランプ部の15基の照明設備の整備なので規模が小さいため、2者しか応札がなかったと思われる。</p> <p>② 今回は、インターを出たところで、高速道路を交通規制しながら作業を行うので、高速道路での施工実績を必要とした。</p>
<p>(4) 随意契約 【東北自動車道 白岡宮代線橋(鋼上部工)工事】</p>	
<p>① 不調後の随意契約にて、1者しか同意を得られない原因はなにか。</p>	<p>① この鋼上部工工事は、発注規模が小さく、かつ、一夜間で通行止め架設を行わなければならないという厳しい条件であることが要因と考えている。</p>

意見・質問	回答
<p>(5) 調査等 【千葉工事事務所管内 道路構造概略検討】</p>	
<p>① 参加表明者の経験能力や配置予定管理技術者の経験及び能力は、一定量の技術者が社に所属していないと評価点が変わるのか。</p> <p>② 配置予定管理技術者の配点は、施工計画を考えるにあたり、工事受注業者への指示能力も含まれるのか。</p>	<p>① 参加表明者の経験能力は技術者の人数でなく参加表明者としての経験の有無を評価する。配置予定管理技術者の配点については、会社の規模ではなく配置予定管理技術者の評価になる。</p> <p>② 工事業者への管理業務は含まれない。この業務を行うにあたり、照査技術者や管理技術者の下で業務を実施する担当技術者が作成する施工計画業務に対する能力があるかを確認している。</p>
<p>(6) 物品・役務 【令和4年度 VDI ソフトウェアライセンス等購入】</p>	
<p>① 今回導入したソフトウェアは、更新時に他社のソフトウェアに変更することは可能なのか。</p> <p>② 今回のソフトウェアに関して、専門的な業務をする者の有資格者条件は必要ないのか。</p>	<p>① 今回導入したソフトウェアに関して、他社と比較した結果、優位性があることから変更を行った。次回のソフトウェア更新時においても、セキュリティ面及び運用面から比較を行い変更か継続かの判断を行う。</p> <p>② 今回のソフトウェアに関しては、単なるライセンス購入であることから有資格者条件は必要ない。</p>

Ⅲ. 審議結果の報告

- ① 抽出事案（２）・（３）の条件付一般競争入札及び拡大型指名競争入札において、高い品質確保と安全確保を前提としつつ、競争原理がより働くように、新規参入も可能となるような競争参加資格の要件の設定を検討していただきたい。
- ② 抽出事案（３）の拡大型指名競争入札では、見積活用方式等の採用などの工夫をして応札を促していることは理解できるが、引き続き応札者を増やし競争性を発揮させるような対策を検討していただきたい。